

公布された条例のあらまし

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

- 1 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため、人事委員会規則で定める作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給することとした。（附則第二項関係）

- 2 1の手当の額は、作業に従事した日一日につき二万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその一〇〇分の一〇〇に相当する額を加算した額）を超えてはならないこととした。（附則第三項関係）

- 3 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため、災害応急作業等に引き続き五日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、二、五二〇円を超えないこととした。（附則第四項関係）

- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成二三年三月一日から適用することとした。

- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日又は平成二四年四月一日から施行することとした。
佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第三五号）

- 1 佐賀県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとした。（附則第二項関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県工業等振興条例の一部を改正する条例（条例第三六号）

- 1 電気業の用に供する施設を新設し、又は増設する者に対し、工業団地の区

域外の県有地を時価よりも低い価額で貸し付けることができることとした。

(第五条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県職業能力開発促進法施行条例(条例第三七号)

- 1 この条例は、職業能力開発促進法の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

- 2 県が公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練を定めることとした。(第三条関係)

- 3 県が他の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練を定めることとした。(第三条関係)

- 4 手数料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四条) 第六条関係)

- 5 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

- 6 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 1 占用等の許可期間に係る占用料等を一括して徴収する等のため、佐賀県道路占用料条例ほか七条例について所要の改正を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

- 3 所要の経過措置を定めることとした。